



各位

株式会社 大塚家具  
代表取締役社長 大塚 久美子  
(JASDAQ・コード番号 8186)  
問い合わせ先  
執行役員総務部長 喜多 卓則  
電話 03-5530-4321

## 監査役会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年3月11日開催の取締役会において、2019年3月31日開催予定の第48回定時株主総会で承認されることを条件として、「監査等委員会設置会社」から「監査役会設置会社」に移行すること、及び同株主総会に当該移行に伴う「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査役会設置会社への移行について

##### (1) 移行の理由

先般公表した第三者割当増資及び業務・資本提携等による業績の改善を図るうえで、経営の透明性を最大限確保しつつ経営戦略の確実な実行を期すため、監査役会設置会社へ移行するものであります。

##### (2) 移行の時期

2019年3月31日開催予定の第48回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査役会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

- ①前記1記載のとおり、監査役会設置会社に移行いたしたく、監査役会及び監査役に関する規定の新設並びに監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ②今後の事業展開に備えて、事業目的を追加及び一部改定するものであります。
- ③事業の繁忙期と年度決算手続きの時期が重なる現状に鑑み、両業務の効率性と更なる安全性を確保するため、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から、毎年4月30日に変更するものであります。
- ④将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、現行定款第6条に定める発行可能株式総数を77,600,000株に変更するものであります。
- ⑤上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他、用字・用語の修正等所要の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	2019年3月31日
定款変更の効力発生予定日	2019年3月31日

#### 3. その他

監査役会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日開示いたしました「監査役会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以上

(別紙)

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更定款案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(9) ~ (13) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(14) 一般及び特定労働者派遣事業</p> <p>(15) 一般乗用旅客自動車運送業務、自動車・船舶・航空機による運送業務及び配送センター管理運營業務</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(16) ~ (19) (条文省略)</p> <p>(20) 土木建築工事及び内装工事の請負</p> <p>(21) (条文省略)</p> <p>(22) 造園の請負</p> <p>(新 設)</p> <p>(23) ~ (26) (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(9) <u>貸会議室及びシェアオフィス等の貸スペースの運営及び運営受託業務</u></p> <p>(10) ~ (14) (現行どおり)</p> <p>(15) <u>屋外広告物、展示ブース及び展示ディスプレイの企画、設計、制作、設置及び管理</u></p> <p>(16) <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p> <p>(17) <u>一般乗用旅客自動車運送事業、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般及び特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、貨物利用運送事業、自動車・船舶・航空機による運送業務及び配送センター管理運營業務</u></p> <p>(18) <u>引越し並びに荷物の梱包、開梱及び入出荷の請負</u></p> <p>(19) <u>倉庫業</u></p> <p>(20) ~ (23) (現行どおり)</p> <p>(24) <u>土木建築工事、内装工事、建具工事、左官工事、塗装工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事及び造園工事等の各種建設工事の請負及び施工</u></p> <p>(25) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(26) <u>一般建築及び住宅リフォームの請負及び施工</u></p> <p>(27) ~ (30) (現行どおり)</p>
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) 会計監査人</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(削 除)</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,300</u>万株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,760</u>万株とする。</p>
<p>(基 準 日)</p> <p>第 13 条</p> <p>1. 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有</p>	<p>(基 準 日)</p> <p>第 13 条</p> <p>1. 当社は、毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有</p>

現行定款	変更定款案
<p>する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招 集) 第 14 条 定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>	<p>(招 集) 第 14 条 定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>
<p>(取締役の員数) 第 20 条 <u>1. 当社の監査等委員でない取締役は、6名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の員数) 第 20 条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u>  (削 除)</p>
<p>(取締役の選任) 第 21 条 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(取締役の選任) 第 21 条 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>(取締役の任期) 第 22 条 <u>1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  (削 除)  (削 除)  (削 除)</p>
<p>(代表取締役) 第 23 条 1. 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p>	<p>(代表取締役) 第 23 条 1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び<u>各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第 28 条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>
<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名をする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更定款案
<p data-bbox="245 109 496 138"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p data-bbox="142 145 783 286">第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p data-bbox="411 327 515 356">(新 設)</p> <p data-bbox="411 436 515 465">(新 設)</p> <p data-bbox="411 761 515 790">(新 設)</p> <p data-bbox="411 1375 515 1404">(新 設)</p> <p data-bbox="411 1520 515 1550">(新 設)</p> <p data-bbox="411 1738 515 1767">(新 設)</p> <p data-bbox="411 1921 515 1951">(新 設)</p>	<p data-bbox="1059 69 1201 98">変更定款案</p> <p data-bbox="1075 107 1185 136">(削 除)</p> <p data-bbox="911 327 1102 356"><u>(監査役の員数)</u></p> <p data-bbox="810 362 1445 392">第 32 条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="911 436 1102 465"><u>(監査役の選任)</u></p> <p data-bbox="810 472 952 501">第 33 条</p> <p data-bbox="927 508 1450 575">1. <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="927 582 1450 719">2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="911 761 1102 790"><u>(監査役の任期)</u></p> <p data-bbox="810 797 952 826">第 34 条</p> <p data-bbox="927 833 1450 934">1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="927 940 1450 1041">2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="927 1048 1450 1225">3. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="927 1232 1450 1332">4. <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="911 1375 1102 1404"><u>(常勤監査役)</u></p> <p data-bbox="810 1411 1450 1478">第 35 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p data-bbox="911 1520 1201 1550"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="810 1556 1450 1693">第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="911 1738 1217 1767"><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p data-bbox="810 1774 1450 1874">第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="911 1917 1166 1946"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p data-bbox="810 1953 1450 2089">第 38 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>子署名する。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 41 条</p> <p><u>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>12月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p>	<p>第 42 条～第 43 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 45 条 当社の事業年度は、毎年<u>5月1日</u>から<u>翌年4月30日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 46 条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 47 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>10月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 48 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更定款案
附 則	附 則
<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 1 条 第46回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の取締役会による免除及び監査役(監査役であった者を含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</u></p>	
(新 設)	<p><u>第 1 条 第14条(招集)の規定の変更は、2019年8月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 2 条 第22条(取締役の任期)の規定にかかわらず、2019年3月31日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、2020年4月30日に終了する第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 3 条 第45条(事業年度)の規定にかかわらず、第49期事業年度は、2019年1月1日から2020年4月30日までの1年4ヶ月間とする。なお、本附則は、第49期事業年度経過後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 4 条 第13条(基準日)及び第46条(期末配当金)の規定の変更は、2019年5月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 5 条 第47条(中間配当金)の規定にかかわらず、2019年1月1日から始まる第49期事業年度における当会社の中間配当金の基準日は、2019年6月30日とする。なお、本附則は、第49期事業年度経過後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 6 条 第43条(会計監査人の任期)の規定にかかわらず、2019年3月31日開催の定時株主総会で選任された会計監査人の任期は、2020年4月30日に終了する第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、第49期事業年度に関する定時株主総会終結の時にこれを削除する。</u></p>